

## お申込みに際しての注意事項

以下の内容につきましては、関係機関との調整により、内容が変更することもございます。  
予めご承知おきください。

### 1 施設の名称及びサービス提供事業者

施設の名称：地域密着型特別養護老人ホームときわ

提供事業者：社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会

広島県東広島市八本松町原5946番地7

☎082-420-9200 FAX082-420-9202

### 2 施設の概要

(1) 構造等 鉄骨造2階建（建築延面積：約3,500㎡）

1F：約1,500㎡ 2F：約2,000㎡

(2) 主な施設設備の概要

施設設備の種類	室数	面積	備考
特養居室	29室	約15㎡	個室・除トイレ
ショート居室	10室		
デイサービス室	1室	約246㎡	機能訓練コーナーを含む
ユニット浴室	4室	約6㎡	各ユニットに配置
機械浴室	1室	約54㎡	機械浴槽1台
家族室	1室	約34㎡	2人部屋（有料）
医務室	1室	約27㎡	
厨房	1室	約71㎡	
事務室	1室	約54㎡	

(3) 事業の概要等

特 養 定員29名 2階3ユニット（あやめ・松・つつじ）

ショート 定員10名 2階1ユニット（酒蔵）

デイサービス 定員25名 1階

浴室・研修室・厨房・事務室等 1階

### 3 運営体制

部門	役職員等の構成（今後変動します）
管理部門	施設長／事務員
特養&ショート	介護職員／看護職員／管理栄養士／介護支援専門員／生活相談員／ 機能訓練指導員（含兼職）
デイサービス	介護職員 他（含特養職員兼務）

### 4 特徴

#### 【特養&ショート】

- ・全室個室 面積約15㎡（トイレ各居室内設置）
- ・ユニットケア（2階部分に4ユニット全てを配置）
- ・ユニットリーダー配置（ユニットリーダー研修受講済職員4名配置）
- ・ときわ台ホーム及び地域活動支援センターときわと連携した運営
- ・特養の居室に関しましては、基本的に本人の継続した生活を維持していただくため、普段利用されている備品や食器類を各自で搬入していただきます。

（特養の居室内にタンス等の備品はありません。）

#### 【デイサービス】

- ・開所日：木・金・土・日・月曜の5日間
- ・高齢者を中心とした施設運営
- ・地域活動支援センター等と連携した事業展開

### 5 設置にあたっての基本理念・基本方針等

- （基本理念）
- 一、 より潤い豊かな心と生活を
  - 一、 よい笑顔、よい言葉、よい心
  - 一、 自立・共生、そして創造
  - 一、 地域に愛され信頼され、共に歩む施設  
～ときめき きらめき わきあいあい～

#### （基本方針）

基本理念の実現に向け、人間福祉の推進、文化への関わりと共生の中で利用者一人ひとりの状況にあった介護サービス等を提供し、それぞれが毎日の生活の中で生きる喜びを実感しながら自立に向け安定した生活が送れるよう、ユニットケアを中心とした体制でもって入居者の支援を行います。

その手段として、母体施設である「障害者支援施設ときわ台ホーム」や、同一敷地内の「地

域活動支援センターときわ」、さらには既に行っている通所介護、訪問介護・看護、及び居宅介護支援事業等との連携を図りつつ高齢者の支援を行うことといたします。

## 6 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、施設・設備をご利用いただくにあたって次の点にご注意ください。

項目	内 容
居室・設備・器具の利用	個人用の電気製品持ち込みに際しては、1日当たり50円／台の電気代のご負担をお願いいたします。
喫煙	居室内はもとより、 <b>安全対策のため全館禁煙</b> としています。ご協力をお願いします。
所持金品管理	所持金品は自己の責任で管理してください。貴重品の保管のため、鍵付の家具をご持参ください。なお、金銭の管理が困難な場合は、施設において有料で出納管理、保管等を行います。
動物飼育	施設内へのペットの持込及び飼育はお断りします。
備品類	入居、退去時の備品類の搬入搬出は各自のご負担でお願いします。

## 7 当事業所が提供するサービス

種類	サービスの内容
食事	当事業所では、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、委託事業者による食事提供を行う予定です。炊飯は各ユニットで行います。 朝食時間 7:30～9:00 昼食時間 12:00～13:00 夕食時間 17:00～18:30 なお、利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。
入浴 (※)	週2回以上の入浴又は清拭を行います。 一人ひとりの状態に合わせて、一般浴槽又は機械浴槽を利用し、適切に支援いたします。
排泄 (※)	利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行います。ウォシュレットは各自の設置となります。
離床・着替え	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・整容等 (※)	個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回行います。
機能訓練	機能訓練指導員等により、利用者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の改善・維持及び減退防止に努めます。
健康管理	嘱託医師による診察日を設け、利用者の健康管理に努めます。
お楽しみ 活動	地域活動支援センター等との連携を図りつつ、様々な行事の機会を提供します。なお、活動に係る材料費等は、実費をご負担いただきます。

(※) 職員配置の都合上、異性介助もあります。

## 8 利用料金等

### (1) 介護給付費関係

居住費、食費及び個人利用の電気製品電気代等を除き、サービス利用料金については、国等の行政機関が定める規定に基づき、利用者のご負担をお願いします。(費用に関しましては、国の制度変更等に基づいて対応します。)

なお、事業者として加算措置対応している事業もあります。

### (2) 介護給付対象外のサービス利用料 (自己負担)

#### ①利用者負担段階別食事費・居住(滞在)費(平成26年度における制度上)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食事費	300円	390円	650円	1,500円
居住(滞在)費	820円	820円	1,310円	2,000円

#### ②その他の自己負担

種類	自己負担額	内容
家族室(1泊)	2,000円/人	食事は別途
個人持込電気製品電気代	50円/台・日	常時電源差込が必要な機器 (TV・ラジオ・ウオッシュレット等)
金銭管理費(利用は任意)	500円~1000円/月	公共料金等の支払い代行等
コピー代(白黒)	10円/枚	
自治・家族会費	1,000円/月	運営要領等に基づいた活動
その他理美容・嗜好品・医療費等	実費	

## 9 利用料金・費用のお支払い方法

前述の料金等は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までにお支払いください。

## 10 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、法令に基づき、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示しますが、開示に際して必要な複写料などの諸費用は利用者負担となります。

## 11 身体拘束の禁止、並びに虐待の防止対策

事業所は、生活介護に係る障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為をしないものとします。

事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

## 12 看取り対応

現時点において、看取り対応は行うこととしておりませんが、本施設では、核家族化などの社会情勢を受け、最後まで安心して生活を送ることができる終の棲家として看取りへの対応について検討しており、関係医療機関の協力が得られた場合には、対応を行いたいと考えております。

## 13 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は、第三者委員及び行政機関などで受け付けます。